平成２６年（フ）第６９号
栃木県那須烏山市野上629番地
債務者　澤村　美香
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１４号
岐阜県高山市三福寺町1610番地79
債務者　岡谷　孝仁
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後４時
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２６年（フ）第８７号
岡山市南区浦安本町135番地２、旧住所岡山市南区三浜町１丁目８番４号
債務者　上本　和美（旧姓峯岡）
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０３号
岡山市北区平田135番地105
債務者　鳥越　光晴
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１号
静岡県榛原郡吉田町住吉5073番地の１　グランストーク桜103、旧住所静岡県榛原郡吉田町住吉4358番地の４　ミストラル103
債務者　山下　諒聖
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月27日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９７号
静岡市清水区由比町屋原335番地の17　町屋原南団地207号
債務者　田邊　　永
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月27日午前10時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１００号
静岡市葵区与一４丁目１番20号
債務者　佐藤　　肇
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月27日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０６号
静岡市清水区船原２丁目149番地　セジュール山田Ａ―102
債務者　伴野　敬正
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月27日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１１号
静岡市葵区田町１丁目54番地の６　チャイルドハイツ102号
債務者　森下　二郎
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月27日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始の取消決定確定

平成２６年（ラ）第１７号（原審山形地方裁判所平成２５年（フ）第２１５号）
山形県西村山郡朝日町大字大谷1362番地
破産者　白田　保則
1　主文　原決定を取り消す。破産手続開始申立てを棄却する。
2　決定年月日　平成26年４月７日
3　決定確定日　平成26年４月８日
山形地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２４年（フ）第１５７０号
名古屋市北区大曽根４丁目15番６号
破産者　株式会社メファックス
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１１号
愛知県海部郡飛島村木場２丁目91番地、商業登記簿上の本店所在地名古屋市中川区一色新町２丁目401番地
破産者　株式会社エコサポート
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６４号
新潟県南蒲原郡田上町大字吉田新田乙593番地
破産者　佐野　恒雄
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第４号
三重県南牟婁郡紀宝町成川745番地
破産者　三協産業株式会社
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所熊野支部

平成２５年（フ）第３０号
三重県熊野市井戸町613番地13
破産者　森岡さう子
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所熊野支部

平成２５年（フ）第３１号
三重県熊野市井戸町616番地８
破産者　森岡　　暢
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所熊野支部